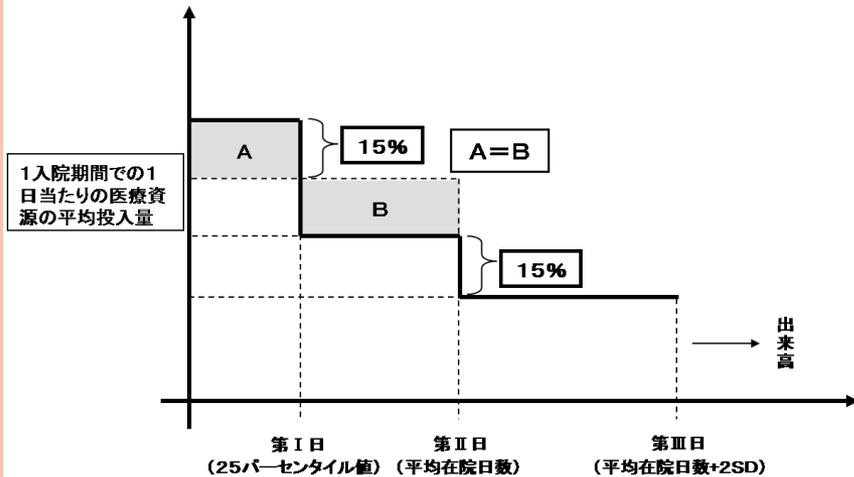
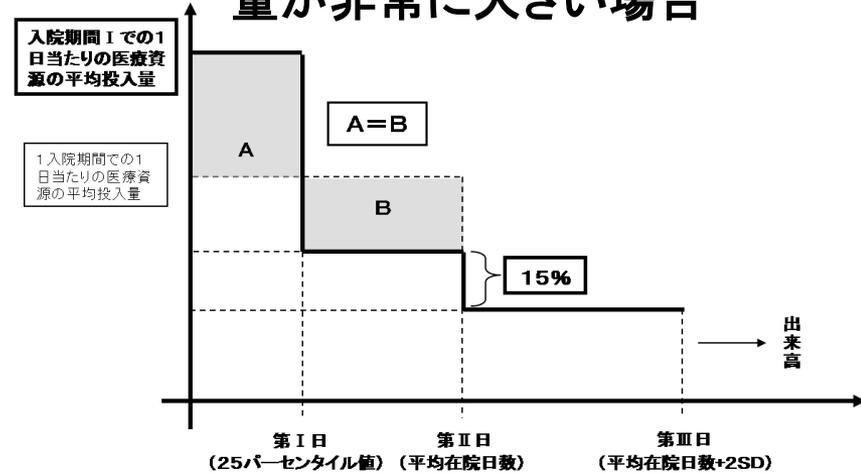


(2) 包括点数設定を、実際の医療資源の投入量にあったものとするため、これまでの2種類の点数設定方法を、以下の基準に基づき3種類に変更する。

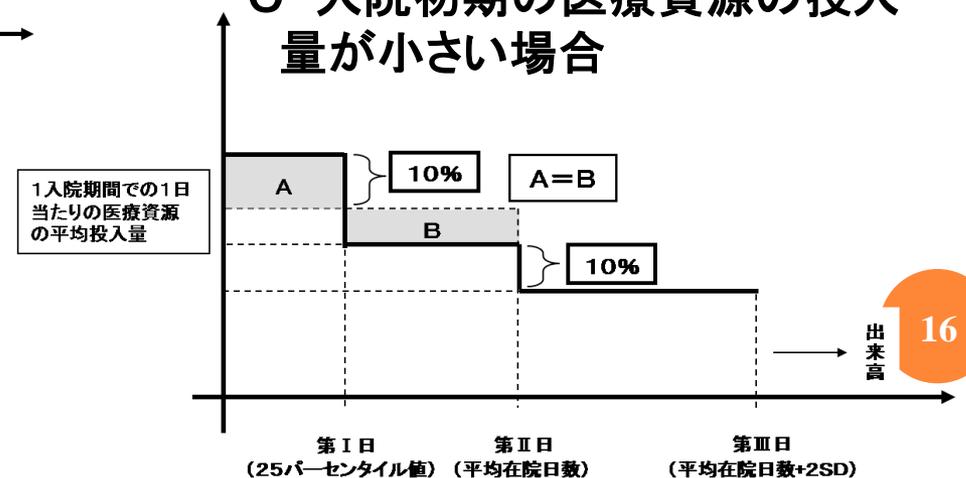
A 一般的な診断群分類



B 入院初期の医療資源の投入量が非常に大きい場合



C 入院初期の医療資源の投入量が小さい場合



5. DPC制度における包括範囲の見直し

(1) 以下については、出来高での評価とする。

①無菌製剤処理料

②術中迅速病理組織標本作製

③HIV感染症に使用する抗ウイルス薬(HIV感染症治療薬)

④血友病等に使用する血液凝固因子製剤

⑤慢性腎不全で定期的に実施する人工腎臓及び腹膜灌流

(2) 以下については、機能評価係数での評価とする。

検体検査管理加算

6. その他の変更点等

- (1) 医師等の員数が医療法により有しなければならないこととされている医師等の員数に100分の70を乗じて得た数以下の場合には出来高を算定する。
- (2) 転棟日は、転棟先の入院基本料を算定。
- (3) 入院中に他医療機関を受診した場合の費用
出来高部分 : 入院中の医療機関で出来高算定し、合議で精算
包括部分 : 出来高算定は出来ず、合議で精算なお、他医療機関で実施した診療行為を含め、診断群分類を決定する。